

交渉情報	NO.55	信越支社 金融営業部
JP労組 信越地方本部	2015年12月28日	添付資料:1枚

新発田ブロック社員の兼務発令について

郵便局会社信越支社は、本日（12月28日）「新発田ブロック社員の兼務発令」について地方本部に説明してきました。

実施にあたっての詳細については添付の支社資料を参照してください。

兼務対象者

新発田局1名、新津局3名、中条局1名、豊栄局1名、五泉局1名

兼務発令期間

2016年1月12日（火）～3月31日（木）

今回の施策実施にあたり以下の3点を会社に求めました。

- ①先行して広範囲の兼務発令を行っている地域の検証を行い地本へ情報提供すること。
- ②本施策はあくまで社員のスキルアップが主な目的であり、趣旨を逸脱した運用としないこと。
- ③冬期間での施策となるため交通事故等に注意するよう当該社員に指導すること。

該当支部（下越支部・新津支部）においては、不適正な事案や個別の問題等ありましたら、支部対応をするとともに、地方本部にも連絡をお願いします。

なお、労使の扱いは単局窓口です。